

# 1 制度の意義・仕組み等について

# 「介護サービス情報の公表」制度 の意義・仕組みについて

平成20年5月23日

厚生労働省老健局振興課長

古 都 賢 一

## 介護保険制度の見直し

# 制度改革の背景

10年後、20年後を見据えた未来志向の改革

要介護高齢者の変化に対応したケアの改革

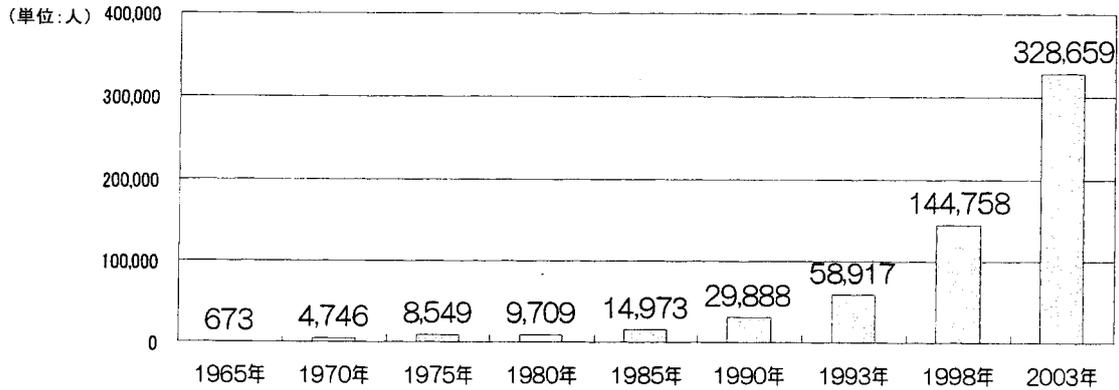
制度の持続可能性・給付の効率化/重点化

地域生活の継続を支える包括的ケアシステム

介護サービス事業者の動向

# 在宅サービス基盤の充実

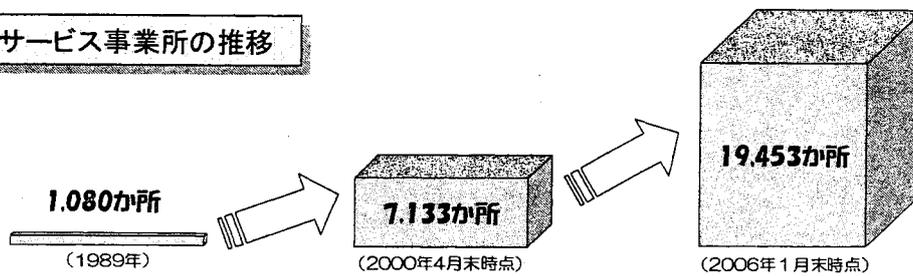
## ホームヘルパー(従事者)の推移



(注) 1998年までの人数は各年度末の従事者数であり、2003年は2003年10月1日時点のものである。

(出典: 社会福祉行政業務報告、介護サービス施設・事業所調査)

## デイサービス事業所の推移

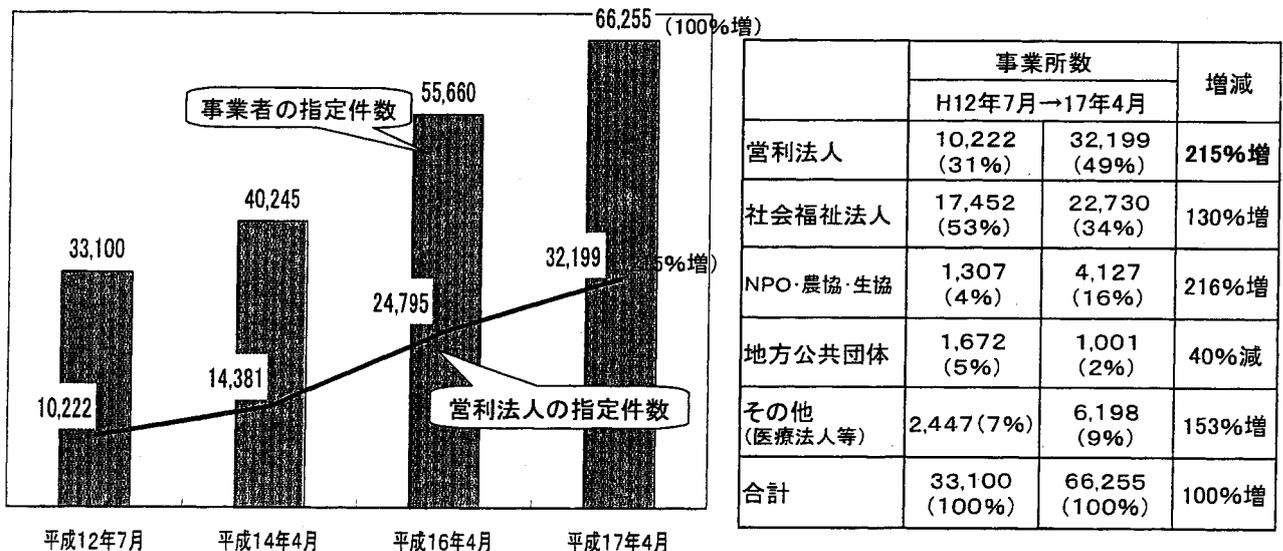


(出典: WAMNET他)

# 在宅サービスでの民間事業者の参入

○ 介護保険制度により行政による措置から利用者によるサービスの選択に大きく転換。在宅サービスは提供主体に制限がなく、営利法人の指定事業者数も大きく伸びている。

主な居宅サービスにおける事業者数



出典: WAMNETベース

※ 「主な居宅サービス」は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与の7サービスの合計。

# 指定取消処分等の状況

～不正事業者が顕在化してきている～

指定取消処分等のあった介護保険事業所は、362事業所・施設（41都道府県）にのぼる。

## ○ 事業所・施設の内訳の推移

		平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	合 計
サ ー ビ ス 種 別	訪問介護	3	9	32	42	31	27	144
	訪問入浴介護	0	1	1	1	1	1	5
	訪問看護	0	0	4	5	2	2	12
	訪問リハビリテーション	0	0	2	0	0	2	4
	居宅療養管理指導	0	0	3	2	2	2	9
	通所介護	0	0	9	8	7	7	31
	通所リハビリテーション	2	2	2	1	1	6	14
	短期入所生活介護	0	0	1	1	0	3	5
	短期入所療養介護	0	0	0	1	1	6	8
	認知症対応型共同生活介護	0	2	0	5	1	6	14
	特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	2	2	4
	福祉用具貸与	0	0	5	7	4	1	17
	居宅介護支援	0	15	29	25	25	22	116
	介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	2	2
介護療養型医療施設	2	1	2	7	4	7	24	
合 計	7	30	90	105	81	96	409	

## 高齢者介護の新しい方向

# 10年後に向けて3つのサービスモデルの転換

## 1 介護予防の推進

－「介護」モデル⇒「介護＋予防」モデルへ

## 2 認知症ケアの推進

－「身体ケア」モデル

⇒「身体ケア＋認知症ケア」モデルへ

## 3 地域ケア体制の整備

－「家族同居」モデル

⇒「家族同居＋独居」モデルへ

## 介護保険制度改革の主な内容

〔 具体的内容 〕

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業(仮称)の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)の創設

サービスの質の確保・向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、サービスの適正化・効率化

被保険者・受給者の範囲

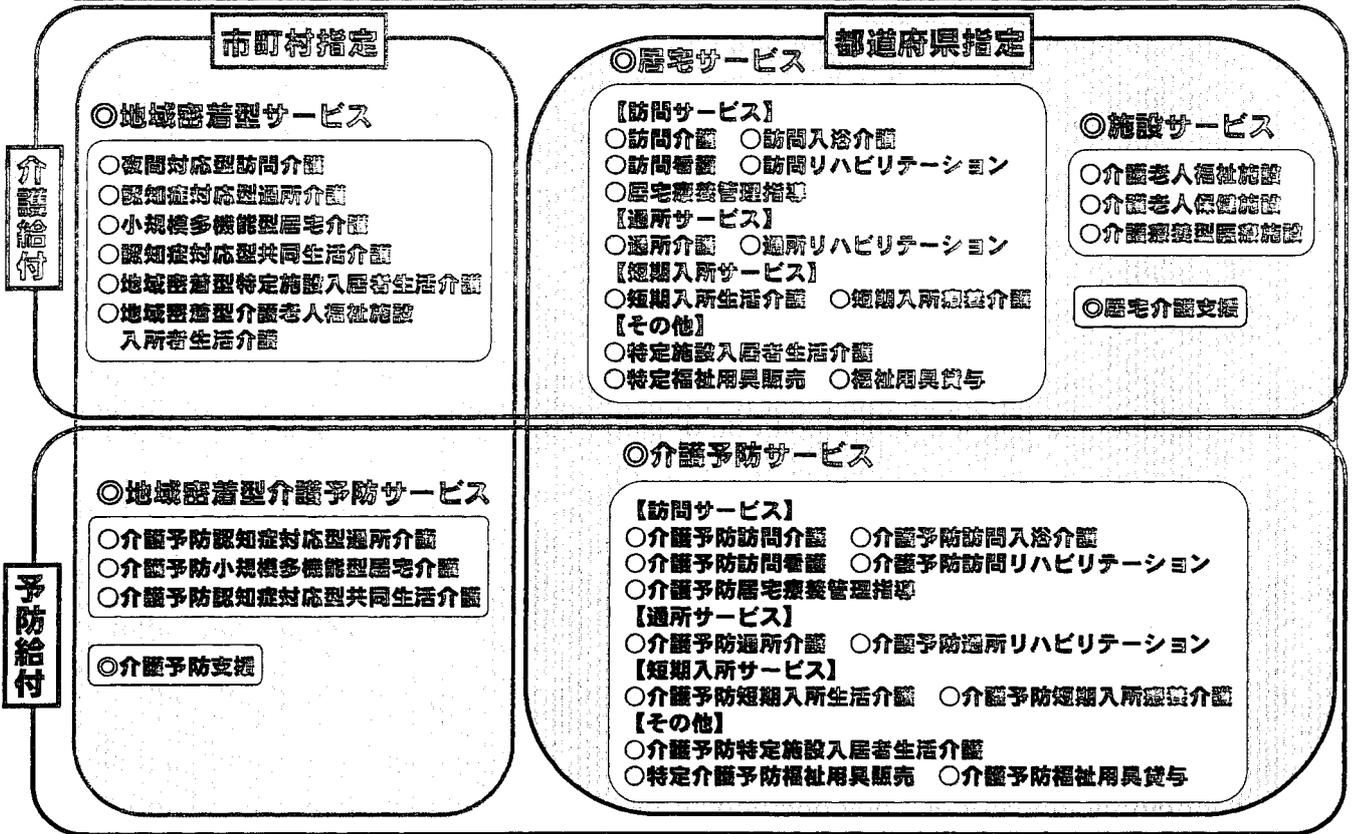
社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、2009年度を目途として所要の措置を講ずる

検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設ける

※施行:2006年4月(ただし施設入所費用の見直しについては2005年10月施行)

# 介護保険制度のサービス

○ 介護保険制度では、要介護状態となった場合でも、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行っている。



## 「介護サービス情報の公表」 制度が求められる背景

# 「介護サービス情報の公表」制度創設の背景

## ①介護保険制度の仕組み

- 介護サービスは利用者が自ら選択→利用者本位
- 在宅サービスは主体規制の撤廃→供給量の確保
- 競争による介護サービスの質の向上

## ②介護サービス供給の現状

- 介護サービスの供給量は増加
  - ①高齢化の進展による需要の拡大
  - ②在宅サービスの主体規制の撤廃による多様な主体の参入

- 利用者の情報が不足
  - ①高齢者自らの情報収集の困難性
  - ②行政からの情報提供の不足
  - ③事業者からの一方的な情報提供
- 事業者の努力が報われるような情報提供が不足

## ③利用者の事業者選択に資する情報提供環境の整備が必要

## 介護サービス情報の公表制度の基本的役割

### 介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択（自己決定）

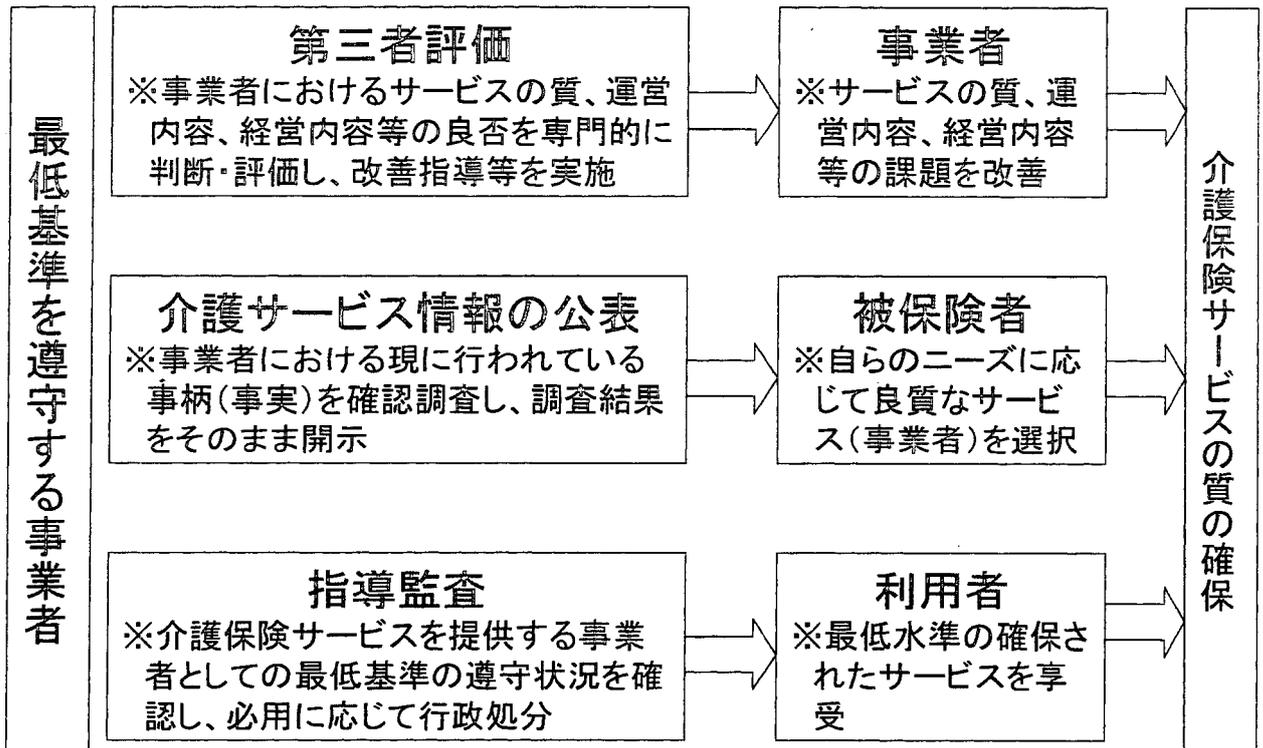
現実のサービス利用場面での実現が必要

介護サービス情報の公表

# 介護保険サービスの質の確保

(事業者において行われる行為)

(一義的な受益者)



## 「介護サービス情報の公表」 制度の概要

# 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難  
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない  
(サービスの質の確保のための努力が報われない)

【介護サービス情報の公表制度】

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
  - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
  - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

## 「介護サービス情報の公表」制度のポイント

(目的)

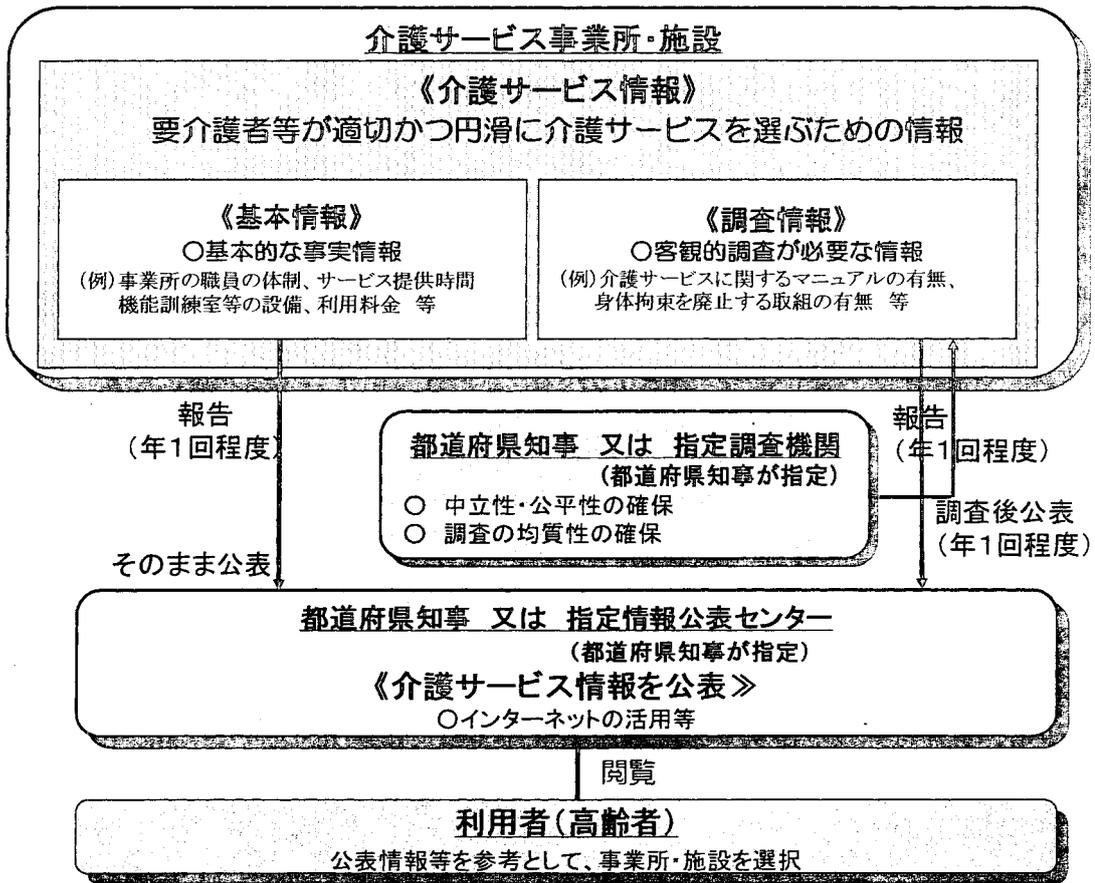
利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援

(注) 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない

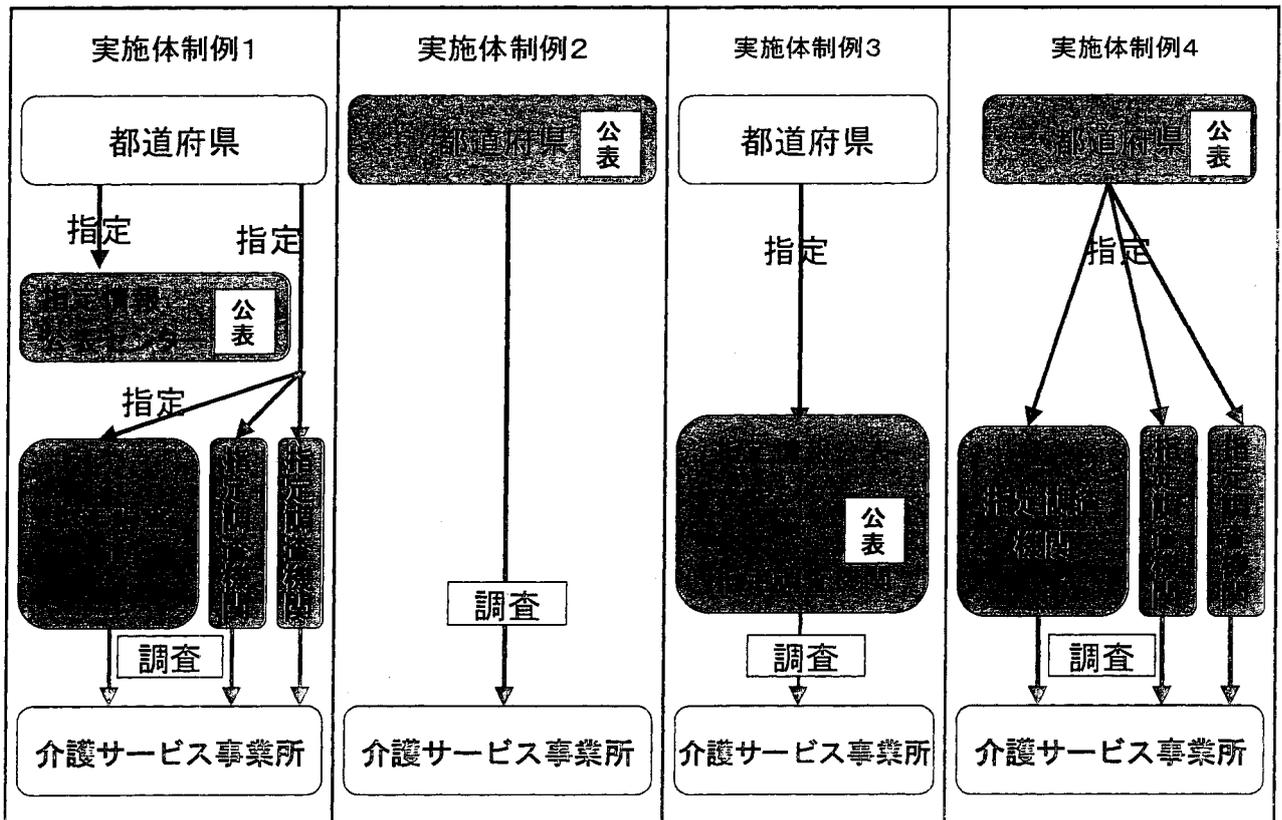
(実施方法)

- 基本的にすべての事業所が対象
- 事業所が現に行っている事柄(事実)を年1回公表
- 事実確認が必要な情報は第三者(調査員)が調査
- だれでも比較可能な客観的な情報を公表

# 介護サービス情報の公表制度の仕組み

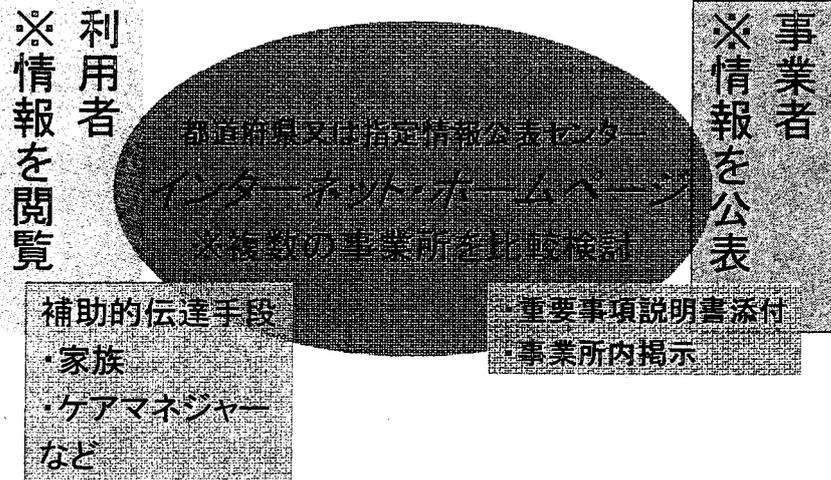


## 都道府県における「介護サービス情報の公表」実施体制 例



# 情報公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでも、誰でも  
閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援



## 介護サービス情報の公表の効果

### 【利用者】

- 何を見て選ぶのか→視点の理解
- 比較検討材料を入手→選択肢の絞り込み

### 【事業者】

- 自らの取組の努力→広く広報
- 他の事業者の取組→参考材料

# 「介護サービス情報の公表」 制度の具体的内容

## サービスの種類ごとの施行スケジュール

### 平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、
- ⑤特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム、有料老人ホーム）、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、⑨介護老人保健施設

### 平成19年4月施行サービス

- ①訪問リハビリテーション、②通所リハビリテーション、
- ③介護療養型医療施設

# サービスの種類ごとの施行スケジュール

## 平成20年4月施行サービス

- ①認知症対応型通所介護、②特定福祉用具販売、③短期入所生活介護、
- ④短期入所療養介護(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、
- ⑤介護予防訪問介護、⑥介護予防訪問入浴介護、⑦介護予防訪問看護、
- ⑧介護予防訪問リハビリテーション、⑨介護予防通所介護、
- ⑩介護予防認知症対応型通所介護、⑪介護予防通所リハビリテーション、
- ⑫介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム、有料老人ホーム)、
- ⑬介護予防短期入所生活介護、⑭介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、⑮介護予防福祉用具貸与、
- ⑯特定介護予防福祉用具販売、⑰地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム、有料老人ホーム)、
- ⑱地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※残りのサービスは、公表すべき情報の検討、実施体制の整備等を経て順次施行予定

## 報告・調査・情報公表の計画的実施

- 全国10万以上の事業所の報告・調査・情報公表を円滑に実施  
(介護報酬収入年額100万円を超える事業所が対象)
- 毎年、都道府県ごとに計画を定めて実施

### 《計画で定める主な事項》

- 1 計画の基準日
- 2 計画の期間
- 3 報告対象事業所の名称
- 4 報告の提出先及び期限
- 5 調査月
- 6 指定調査機関の名称
- 7 情報公表月
- 8 その他